

令和8年度SNS海外情報発信業務に関する
参加意思確認及び技術提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり参加者の有無の確認及び技術提案の募集を行う。

令和8年3月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

岡山県では、これまで、本県の認知度を向上させ更なる観光客の増加を図るため、海外市場での効果的かつ切れ目のないプロモーションを行うことを目的とし、本県の観光情報を海外市場へSNS等を活用したリアルタイムな情報発信を実施してきた。

令和8年度においても、本県を旅行先として選択してもらえよう、引き続き、効果的かつ効率的な情報発信を実施する。

当該事業については、本県の観光情報に精通し、日頃から県や市町村、県内外の観光関係団体と連携を密にしながら、岡山県公式観光サイト及び岡山県多言語観光サイトを中心に、HPやSNS等により旬な観光情報をリアルタイムに発信している公益社団法人岡山県観光連盟を相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、他の者で下記の技術提案に参加できる者の資格を満たし、本事業への参加を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

公募の結果、下記の技術提案に参加できる者の資格を満たすと認められる者からの応募がない場合は、公益社団法人岡山県観光連盟と随意契約手続きを開始し、下記の技術提案に参加できる者の資格を満たすと認められる者からの応募がある場合は、公益社団法人岡山県観光連盟と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約の相手方を決定する。

2 提案に付する事項

- (1) 事業名 令和8年度SNS海外情報発信事業
- (2) 業務内容 令和8年度SNS海外情報発信事業委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 契約予定先

岡山県岡山市北区表町1丁目5-1 岡山シンフォニービル2階
公益社団法人岡山県観光連盟

4 応募要件

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- キ 入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類 4 調査・研究、小分類 1 調査・研究（社会経済分野）」、「大分類 5 企画・制作、小分類 5 広告、広報」及び「大分類 5 企画・制作、小分類 6 イベント企画、運営」の全てに登載されており、格付区分が B 以上であること。
- ク 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

（2）技術的要件

- ア 岡山県内の観光関係団体を始めとする幅広いネットワークにより本県の観光情報を収集し、その情報を効果的に発信できるノウハウを有すること。
- イ 観光情報発信のための H P や S N S 等を活用した情報の発信ができるノウハウを有すること。
- ウ 過去 3 年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、観光情報等の収集及び情報発信業務を 1 件以上受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

（3）その他の要件

企業の服務規程に、業務上知り得た情報を漏らさない旨の記載があること。

5 事業委託に関する事務を担当する課の名称

岡山県産業労働部観光課海外誘客班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下 2-4-6

電話：086-226-7383

FAX：086-224-2130

E mail：kanko@pref.okayama.lg.jp

6 契約条項を示す場所

上記 5 の場所とする。

7 技術提案参加手続等

（1）仕様書等の配布期間

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）から 3 月 10 日（火曜日）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、閉庁日を除く。

（2）仕様書等の配布場所

上記 5 の場所に同じ。また、岡山県観光課のホームページからダウンロードすることができる。<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>

- (3) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期間、場所及び方法
この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- ア 提出期限 令和8年3月10日（火曜日）午後5時
 - イ 提出場所 上記5の場所に同じ。
 - ウ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）
 - エ 添付書類 法人の概要が分かる資料（様式第2号）
- (4) 技術提案参加資格要件の審査
- ア 審査結果の通知
技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年3月12日（木曜日）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。
 - イ 技術提案参加資格要件不適合通知理由の説明要求
技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月16日（月曜日）までに、上記5の宛先へFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

8 仕様等についての質問の受付及び回答

- (1) 仕様等に対する質問の受付
この業務にかかる仕様等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書（様式第3号）で、令和8年3月3日（火曜日）から3月10日（火曜日）午後5時までに、上記5の宛先に、FAX又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。
- (2) 質問に対する回答
FAX又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記7（2）の岡山県産業労働部観光課ホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。
- (3) その他
技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 技術提案

技術提案に参加する者は、提案書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限
令和8年3月19日（木曜日）午後5時（必着）
- (2) 提出場所
上記5の場所に同じ
- (3) 提出方法
持参又は郵送及び電子メール等（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）

(4) 提出書類

- ア 提案書（様式第4号） 【PDF データ＋書面3部】
- イ 技術提案書（任意様式） 【PDF データ＋書面3部】
おおむね次の事項について具体的に記載されていること。
- ・業務に関する基本的な考え方、取組方針
 - ・観光素材の情報収集、発信方法
 - ・業務の進め方、計画、年間スケジュール等
 - ・業務の執行体制
 - ・その他業務趣旨に沿った特別な取組等
- ウ 見積書（任意様式） 【PDF データ＋書面3部】
本事業に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。また、会社名、役職、代表者名及び電話番号を明記の上、代表社印を押印する（代表社印を押印しない場合は、担当者の役職、氏名及び電話番号についても明記すること）。
- エ 岡山県税（岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税）の全税目について滞納がないこと（又は課税がないこと）を証する書類 【1部】
※岡山県の証明書については、岡山県の各県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。
- オ 過去3年以内の事業実績（代表的なものに限る。）書 【PDF データ＋3部】
（様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。）
- カ その他必要と認めた書類

10 技術提案書等の審査方法

(1) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、提案者あて通知するとともに、岡山県産業労働部観光課ホームページにおいてその旨を公表する。

11 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) 本事業は、令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを契約締結の条件とする停止条件付事業である。